

## 国立大学法人信州大学とセイコーエプソン株式会社との包括的研究推進等に関する協定書

国立大学法人信州大学とセイコーエプソン株式会社（以下「両者」という。）は、相互の発展に資するための包括的研究推進等に関し、平成18年1月19日付「国立大学法人信州大学とセイコーエプソン株式会社との包括的研究推進等に関する協定書」（平成21年1月19日付及び平成24年1月19日付更新）を更新し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、両者が多面的な連携のもと、研究開発、新規事業の創生、人材交流、教育・育成、文化・芸術、地域・社会貢献、環境保全等の分野で相互に協力し、科学技術の振興および産業と社会の発展とに寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 1) 両者が合意した共同研究マスター契約書（以下「契約書」という。）に基づき、研究開発を共同で推進すること
- 2) 両者の継続的な技術交流と交流会開催に関すること
- 3) 教育および人材育成に関すること
- 4) インターンシップ等の現地学習に関すること
- 5) 留学生への奨学金付与に関すること
- 6) 地球環境保護活動に関すること
- 7) その他産学連携に関して両者が必要と認める事項

### （連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携協議会を設置するものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定は、平成27年1月19日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、交流会等を通じて活動内容の定期的振り返りと方向付けを行い、期間満了1か月前までに両者のいずれからも特段の申し出がないときは、この協定は自動的に1年間更新されるものとし、以降同様とする。

### （協議）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、両者が協議して定めるものとする。

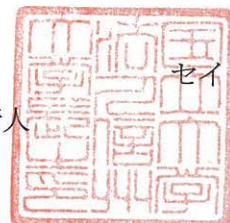
### （確認事項）

第6条 両者は、第2条1) に基づく研究開発において、ヒトを対象とした研究を行うときは、契約書について健康被害の補償等、必要な条項を追加する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 1月 5日  
国立大学法人信州大学長

山沢 清人



セイコーエプソン株式会社

代表取締役社長 碓井 稔

